

賃金構造基本統計調査における集計事項の一部の公表について

賃金構造基本統計調査の調査計画における「8 集計事項」のうち、(1)全国に関する事項 ①常用労働者に関する事項 ア一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関して、以下の事項を公表します。

- 「企業規模5～9人」の事業所における「(ケ)職種、年齢階級別所定内給与額等」の年齢計（昭和63年～平成30年）

なお、「企業規模5～9人」の事業所における以下の事項については、表章区分ごとのサンプルサイズが極めて小さくなり、表章に耐えうる結果が得られないことから、公表しないこととしています。

- (オ) 標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布
- (ケ) 職種、年齢階級別所定内給与額等（年齢計を除く）
- (ソ) 初任給額等
- (タ) 初任給額の分布

今回の対応はデータの追加的な公表であり、既に公表している賃金構造基本統計調査のデータに影響はありません。

※ 「職種、年齢階級別所定内給与額等」の年齢計（昭和63年～平成30年）は、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001241347>)